

科学者としての獣医師のありよう 17

誌名	日本獣医師会雑誌 = Journal of the Japan Veterinary Medical Association
ISSN	04466454
著者	中村, 寛
巻/号	27巻11号
掲載ページ	p. 562-563
発行年月	1974年11月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



科学技術者としての獣医師のありよう (その17)

日本獣医師会会長 中 村 寛

17. 原点に帰って考え直そう

昨秋の石油ショックに端を発する世界情勢の急変は従来のあらゆる常識を打ち破り、世界はまさに混沌としてきた。その第一は石油の戦略物資化に次ぐ食糧の戦略物資としての地位の向上である。先進文明国のうちで最も食糧自給率の低いわが国の総合自給態勢の確立の必要性が識者によって叫ばれているゆえんもここにある。

戦後の経済復興政策から高度経済成長政策へ、そしてそのためには必要欠くべからざるものまで犠牲にしてもあえて意に介しないとするまさにエコノミック・アニマルぶりは、一度落ちこんだエデンの楽園から容易にはいあがろうとしない。これが現在のわが国の実態といっても過言ではなからう。

いま、直接われわれに関係する分野についてみるならば、(1) 副業畜産から多頭畜産へ (2) 多頭畜産から専業畜産へ (3) 専業畜産から企業畜産へとエスカレートを続けてきたわが国の畜産は米国の穀物の作柄と輸出調整でまさに風前の燈である。加えるに石油戦略による経済の世界的恒常的大不況である、いわゆるコスト高の製品安、さらに需要の大幅減退である。とくにこの最大の被害者が肉牛生産者であることは各位既にご承知の通りであり遺憾至極に思うのである。

日本は人口が世界の 1/30 で、資源は世界の 30% を消費する国であると従来いわれてきたが、このことが全くの裏目でたのが現在の経済破綻の最大原因である。今ここで経済の原則について述べようとは思わないが儲かる分野はわが国で、儲からないものは他国でという身勝手だけはいずれの国の経済原則にもあてはまらないことだけは明確に認識すべきである。問題は苦しくとも自分で自分のことは解決に向って最大の努力をいたすという原点は常に忘れてはならない。

以上のような基本原則をはっきりと見極めて改めてわが獣医業界を眺めるとき

- (1) 獣医師の通常の守備範囲と適正獣医師数
- (2) 日本畜産の恒常的規模とこれに占める獣医師の役割
- (3) 獣医師教育のありかた (この場合獣医学教育のありようではない)
- (4) 獣医師会活動のあるべき姿

といったことが今さらのごとく再検討しなければならぬことに気がつくのである。

このことは冒頭に述べたように他の立場を考慮せず、

自分の当然なすべきこともなさずに経済至上主義の永続はありえないことと全く相似しているのである。

すなわち、飼料政策のない畜産はありえないことであり、食糧自給政策のない経済政策は無意味なものである。

そして家畜のいないところに獣医師は不用であるとともに獣医師のいないところに健全な畜産は存在しないということである。

獣医学教育 6 年制実施を目前にしてわれわれ獣医師存在の原点を今一度はっきりと見定めることの必要性を痛感するのである。

獣医科大学のカリキュラムにおける畜産の位置づけ、公務員上級試験に挑めない教育内容についてはすでに述べた通りであるが事象が困難であればある程、その解決には原点に立ち帰って考え直すことでなければならないと思う。

現在わが業界で早急に抜本的解決を迫られているのが家畜共済における獣医師のかかわりようである。獣医師と家畜共済のかかわりの中で最大のものは診療費の問題である。獣医師は診療点数では生活ができない——農林省は財政的理由でその努力に限度がある——という。そして「診療点数は診療費を規制するものでない。」ともいう。この歩み寄りには現行ではどうにもならないように思われてならない。なぜなら、獣医師は資本主義社会の冷厳な現実で生活し、家畜共済は共済制度の枠内において規制するからである。「診療点数は診療費を規制するものでない。」とするのは実は逃げではなくやむを得ない言葉のあやとしか考えられない。

いっぽう獣医師は診療点数をあたかも診療費のごとく今なお思っているのであるが、これが問題の所在をさらに不明確にしているのである。このことは私が去る 6 月号の日獣会誌「科学技術者としての獣医師のありよう」(その 12) に既に述べておいたが再び原点に帰って私見を開陳してみよう。

農林省は (1) 案として、診療点数イコール診療費とする(いわゆる規制を前提にして)。

(2) 案として、家畜共済診療点数を家畜病傷事故給付点数に各称を変更する。(もちろんこの場合農業共済団体診療所を規制しない。)かである。(1)案を実施するには現在の農業共済制度の位置づけが問題になってくるだろう。すなわち現行のような農業(民)対策として制度を位置づけするのでなく国の食糧対策として農業共済制度

を位置づけることである。このポイントをはずしての(1)案の実施はまず不可能と思われる。いわゆる農業共済制度に大きくかかわっているわれわれ獣医師は、科学技

術者としてもう一度原点に戻って、このことをよくよく考えなければならないと思うのである。(つづく)

新しい日獣の定款

社団法人日本獣医師会定款

(附 定款施行細則 役員選挙規程)

昭和 23 年 11 月 9 日	認 可
昭和 26 年 2 月 26 日	一部改正認可
昭和 27 年 6 月 6 日	一部改正認可
昭和 29 年 5 月 29 日	一部改正認可
昭和 30 年 8 月 5 日	一部改正認可
昭和 31 年 9 月 11 日	一部改正認可
昭和 32 年 10 月 5 日	一部改正認可
昭和 33 年 12 月 15 日	一部改正認可
昭和 42 年 5 月 26 日	一部改正認可
昭和 49 年 8 月 29 日	一部改正認可

第1章 総 則

(名称・事務所)

第1条 本会は、社団法人日本獣医師会と称し、事務所を東京都港区におく。

(目 的)

第2条 本会は、獣医学術の発達普及と獣医業務の公正なる発展を図ることにより、畜産の発達と公衆衛生に寄与すると共に、獣医師の社会的、文化的向上を目的とする。

(区 域)

第3条 本会は、全国を区域とする。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 獣医師道の振作高揚に関する事項
- 2 獣医畜産学術の振興普及及び調査研究に関する事項
- 3 獣医畜産教育の発達普及に関する事項
- 4 獣医師の教養及び技能の向上に関する事項
- 5 獣医業の経営発展に関する事項
- 6 獣医事衛生並びに公衆衛生の刷新向上に関する事項
- 7 獣医畜産資材の改良発達に関する事項
- 8 獣医畜産に関する図書雑誌の刊行に関する事項
- 9 獣医畜産の実験施設、標本及び文献等の整備利用に関する事項
- 10 獣医師の親睦、福祉及び厚生に関する事項

11 その他本会の目的達成上必要と認める事項

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

正会員 都道府県獣医師会並びに大阪市獣医師会、横浜市獣医師会、京都市獣医師会、神戸市獣医師会及び名古屋市獣医師会(以下「地方会」と総称する)

賛助会員 前記以外の者であって、本会の趣旨に賛同する個人及び団体

名誉会員 本会の発展或は獣医学術及び獣医事に特に貢献のあった者であって、総会において推薦されたもの

(入会の手続)

第6条 本会に入会しようとする者は、会費を添えて入会申込書を提出するものとする。

(登 録)

第7条 前条の申込のあった場合は、第5条の区分に従って会員名簿に登録する。

(会 費)

第8条 会員の会費及びその徴集方法は総会においてこれを定める。

(退会の手続)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を提出するものとする。

(除 名)

第10条 会員にして、本会の名誉を汚損する行為ありと認められるとき、又は会員たるの義務を尽さないときは、総会において出席正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(会費不返還)

第11条 会員は、次の事由により、その資格を喪失する。この場合既納の会費は、これを返付しない。

- 1 解散又は死亡
- 2 除 名
- 3 退 会

第4章 役 員

(役員種別、選任)

第12条 本会に、次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 2名

理 事(会長、副会長含む) 20名以上26名以内

監 事 3名

2. 役員は総会において、地方会の構成員である獣医師の中から選任する。